

東ティモール国際平和協力業務実施計画

1 基本方針

東ティモールに関しては、1970年代半ば以降、インドネシア共和国及び旧宗主国であるポルトガル共和国を含む国際社会において、その国際的な地位をめぐる問題が生じていた。1998年5月以降、インドネシア共和国からの独立を求める勢力とインドネシア共和国との統合の維持を求める勢力との間で対立が深刻化し、両勢力の武装組織の間で武力紛争が発生した。その後、1999年4月に両勢力の武装組織等の間で和平合意が成立し、同年5月にはインドネシア共和国、ポルトガル共和国及び国際連合の間で、インドネシア共和国政府が提案した東ティモールにおける特別な自治に関する枠組案に対する東ティモール人の民意を、東ティモール人による直接投票で確認すること等を内容とする基本合意等が成立した。同年8月30日に直接投票が実施され、その結果、有効投票総数の78.5%の有権者によりインドネシア共和国政府の自治提案が拒否され、インドネシア共和国からの独立を求める東ティモール人の意思が確認された。同年10月20日には、インドネシア共和国の最高意思決定機関である国民協議会において、直接投票の結果を受け入れること等を内容とする同協議会決定が採択された。

同年10月25日、国際連合安全保障理事会は決議第1272号を採択し、国際連合東ティモール暫定行政機構（以下「UNTAET」という。）を設立した。これにより、UNTAETは東ティモール統治に対する全般的責任を付与されるとともに、立法、行政及び司法に係る全ての権限を行使する権能を与えられた。UNTAETにより2001年8月30日には憲法制定議会議員選挙が、また2002年4月14日には大統領選挙が実

施され、同年5月20日、東ティモール民主共和国として独立した。

UNTAETは、東ティモールの独立によりその任務を終了したが、国際連合安全保障理事会決議第1410号に基づき、引き続き東ティモールの安全の確保及び自立支援を目的とする国際連合東ティモール支援団（以下「UNMISSET」という。）が組織された。

UNMISSETの展開後、東ティモール内の治安状況は改善し、国家制度の構築も進展を見たが、司法分野を中心として国家機能が十分には機能していないこと及び国境警備隊の能力が十分でないことを理由として、国家制度の構築支援、警察能力の向上支援並びに民主的統治及び人権の遵守に関する訓練支援等を目的として、2005年4月28日に国際連合安全保障理事会決議第1599号に基づき、国際連合東ティモール事務所（以下「UNOTIL」という。）が設立された。

UNOTILは、2006年5月で任務を終了する予定であったが、同年4月に、離脱兵士による抗議活動に便乗した暴力行為に対し国軍が投入されて以降、治安状況が極度に悪化し、東ティモール民主共和国政府からの要請により、治安の維持及び回復並びに大統領選挙及び国民議会選挙の実施等を目的として、同年8月25日に国際連合安全保障理事会決議第1704号に基づき、国際連合東ティモール統合ミッション（以下「UNMIT」という。）が設立された。

UNMITは、設立以来、活動期間が逐次延長され、本年2月、国際連合安全保障理事会において、UNMITの活動期間を2012年12月31日まで延長することが決定された。

我が国は、2007年1月から2008年2月までの間、UNMITに対し文民警察要員を派遣したところであるが、2010年5月、国際連合から我が国に対し、UNMITの活動のうち軍事連絡分野への要員の派遣

について要請があった。我が国としても、世界の平和と安定のために一層の責務を果たしていくに当たり、国際連合による国際平和のための努力に対し人的な協力を積極的に果たしていくため、この要請に応分の協力を行うこととする。このためU N M I Tの活動期間において、東ティモール国際平和協力隊を設置し、軍事連絡分野における国際平和協力業務及び当該業務を円滑かつ効果的に行うための連絡調整の分野における国際平和協力業務を実施することとする。

なお、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）第3条第1号に規定する武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意、受入国及び紛争当事者の国際連合平和維持活動への同意並びに当該活動の中立性という点に関しては、現状においては、U N M I Tについてそれぞれが満たされており、また、国際平和協力法第6条第1項に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての紛争当事者及び受入国の同意も得られている。

2 東ティモール国際平和協力業務の実施に関する事項

（1）国際平和協力業務の種類及び内容

ア 国際平和協力法第3条第3号イに掲げる業務のうち武力紛争の停止の遵守状況の監視に係る国際平和協力業務

イ アに掲げる業務のうち、派遣先国の政府その他の関係機関とこの業務に従事する東ティモール国際平和協力隊との間の連絡調整に係る国際平和協力業務

（2）派遣先国

東ティモール民主共和国

（3）国際平和協力業務を行うべき期間

平成22年9月14日から平成25年2月28日までの間

(4) 東ティモール国際平和協力隊の規模及び構成並びに装備

ア 規模及び構成

(ア) (1) アに掲げる業務に従事する者

自衛官 2名(ただし、人員の交替を行う場合は4名)

(イ) (1) イに掲げる業務に従事する者

(1) イに掲げる業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者 1名(ただし、人員の交替を行う場合は2名)

(ウ) 国際平和協力本部長(以下「本部長」という。)は、(ア)及び

(イ)に掲げる者のうち1名を隊長として指名するものとし、隊長は、本部長の定めるところにより隊務を掌理するものとする。

イ 装備

東ティモール国際平和協力隊の隊員の健康及び安全の確保並びに

(1)に掲げる業務に必要な個人用装備(武器を除く。)

(5) 関係行政機関の協力に関する重要事項

ア 関係行政機関の長は、本部長から、(1)に掲げる業務を実施するため必要な技術、能力等を有する職員を東ティモール国際平和協力隊に派遣するよう要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該職員を東ティモール国際平和協力隊に派遣するものとする。

イ 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、国際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。

ウ 関係行政機関の長は、その所掌事務に支障を生じない限度において、本部長の定めるところにより行われる研修のため必要な協力を行うものとする。

エ 関係行政機関の長は、本部長から、その所管に属する物品の管理換えその他の協力の要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該協力を行うものとする。

(6) その他国際平和協力業務の実施に関する重要事項

本部長は、国際平和協力業務の実施に当たり、必要があると認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。